

8 著作隣接権

「著作者の権利（著作権）」が著作物を「創作した者」に付与されるものであるのに対して、「著作隣接権」は、著作物などを人々に「伝達した者」に与えられる権利です。著作権に隣接する権利という趣旨で「著作隣接権」と呼ばれています。

こうした「伝達」行為は、さまざまな形態で行われていますが、条約の規定や諸外国の著作権法では、多くの場合「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」の三者が、著作隣接権を持つ主体とされています。しかし、日本の著作権法はこれよりも保護が厚く、「有線放送事業者」にも著作隣接権を付与しています。

例えば「放送」の場合、音楽番組であっても通常は「既存の音楽」を放送するだけで、「音楽の著作物の創作」は行われていません。しかし、放送局がその番組を制作する（放送によって音楽を人々に伝達する）過程で、どの曲を選ぶか、誰に歌わせるか、伴奏はどうするか、背景やライトをどうするか、カメラはどこに置くか、などといったことについて、準創作的な工夫がなされています。こうしたことを評価して、「著作隣接権」という権利を付与しているのです。

なお、著作権の世界で「放送」とは、「無線放送」（番組が常に受信者の手元まで届いているような送信形態）のことを意味しており、「レコード」とは、磁気テープ、レコード盤、CD、DVD、ハードディスクなどの媒体を問わず、「音が固定されたもの」を意味します。これらの方法で「伝達」されるものは、音楽などの「著作物」である場合と、「著作物以外のもの」場合があります。著作物以外のものの例としては、手品や曲芸などが演じられる場合（実演）、鳥の鳴き声や虫の音などが録音される場合（レコード）、自然の風景やスポーツの試合などが生中継される場合（放送）などです。

また、「著作隣接権」は、「実演」「レコード製作」「放送」「有線放送」の行為が行われた瞬間に自動的に付与されるのが国際的なルールですので、著作権と同様に申請や登録などの手続きは一切必要ありません。権利を持つ者も「プロ」とは限らず、例えば、一般の人々がカラオケで歌った場合や電車の音を録音した場合、キャンパスFMなどで番組を放送した場合などにも著作隣接権が発生します。「著作隣接権」の場合、「著作者の権利」の場合とは異なり、関係する行為をするだけで権利が付与され、「創作性」は権利付与の要件となっていないです。

例えば、CDに録音されている音楽をコピーする場合、著作物（歌詞・楽曲）のほか、アーティスト等の演奏・歌唱、レコードが関係するため、著作権と著作隣接権が重層的に働きます。

(1) 実演家の権利

① 実演

「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演じること」や、「著作物以外のものを演じる場合で芸能的な性質を有するもの」です（第2条第1項第3号）。

著作物以外のものを演じる場合で芸能的な性質を有するものとは、具体的には、奇術、曲芸、手品、ものまねなどのことです。アクロバットショーやアイススケートショーのように「観客向け」のショーとして行われるものは実演になります。

② 実演家

実演を行った者（俳優、舞踊家、歌手など）、実演を指揮した者、実演を演出した者です（第2条第1項第4号）。

③ 保護を受ける実演（第7条）

ア 日本国内で行われた実演

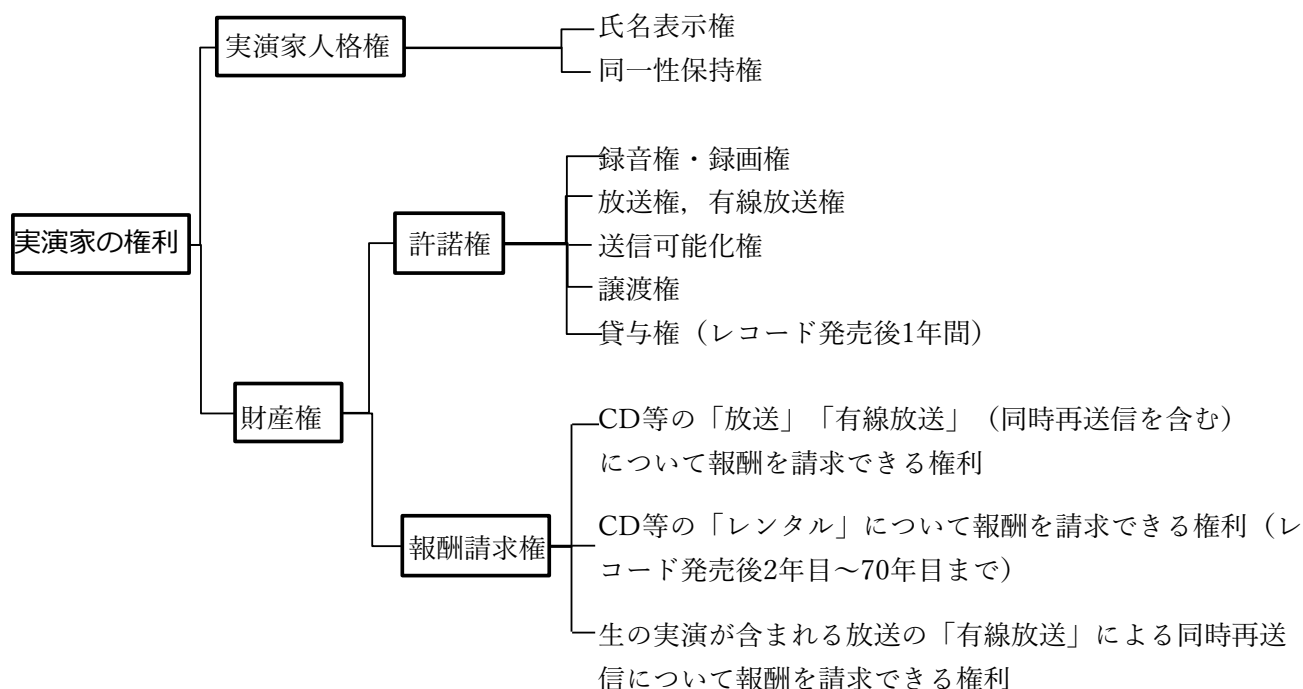
イ 保護を受けるレコードに固定された実演

ウ 保護を受ける放送で送信された実演

エ 保護を受ける有線放送で送信された実演

オ 「実演家等保護条約」「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」「TRIPS 協定」「視聴覚的実演に関する北京条約」により我が国が保護の義務を負う実演

④ 権利の種類（第89条第1項、第90条の2～第95条の3）



⑤ 権利の内容

実演家には、実演家の人格的利益（精神的に「傷つけられない」こと）を保護するための「実演家人格権」と、財産的利益（経済的に「損をしない」こと）を保護するための「財産権」の2つがあります。

例えば、歌手や俳優などの実演家に出演してもらい、その実演について録音・録画を行う場合は、実演家の許諾が必要となります。

また、音楽 CD など、「レコードに録音された実演」をコピーするような場合は、作詞家・作曲家等の「著作者」、「レコード製作者」だけでなく、「実演家」の了解も得ることが必要です。

これに対して、ビデオや DVD など、「映画の著作物に録音・録画された実演」をコピーする場合には、映画製作者や脚本家等の了解を得ることは必要ですが、第91条第2項の規定により、出演している俳優などの「実演家」の了解を得る必要はないこととされています。

このように、実演家の財産権については、以下の3つの場合に分けて考えると理解しやすいでしょう。

- (i) 「生の実演」
- (ii) 「レコードに録音された実演（歌手、演奏家などが関係）」
- (iii) 「映画の著作物に録音・録画された実演（俳優などが関係）」

①「実演家人格権」

著作者人格権には、「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」の3つの権利がありますが、実演家人格権は、「氏名表示権」「同一性保持権」の2つの権利となっており、実演家には「公表権」が付与されていません。これは、実演が行われる際には、公表を前提として行われることが多いことによるものです。

【氏名表示権】

第90条の2（氏名表示権）

実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有する。

2～4 省略

「氏名表示権」は、自分の実演について、「実演家名」を「表示するかしないか」、表示するとすればその「実名か変名か」などを決定できる権利です（第90条の2）。

ただし、実演の利用の目的及び態様に照らして、「実演家の利益を害するおそれがないとき」又は「公正な慣行に反しないとき」は、実演家名を省略することができます。例えば、BGMとして音楽を利用する場合に氏名表示を省略することが、これに当たります。

【同一性保持権】

第90条の3（同一性保持権）

実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとする。

2 前項の規定は、実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変については、適用しない。

「同一性保持権」は、自分の実演について、無断で「名誉声望を害するような改変」をされない権利です（第90条の3）。著作者の同一性保持権は、「意に反する改変」のすべてについて権利が及びますが、実演家の同一性保持権は、「名誉声望を害するような改変」のみに権利が及んでおり、侵害があった場合には、権利者である実演家が「名誉声望を害された」ことを立証しなければなりません。また、実演の性質やその利用の目的・態様に照らして、「やむを得ない」と認められる場合や、「公正な慣行に反しない」場合は、除かれます。例えば、機器の性能や特性の問題のために、実演の音声や映像を正しく再生・伝達できないような場合が該当します。

②実演家の「財産権」

【録音権・録画権】

第91条（録音権及び録画権）

実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。

2 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音を専ら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

《生の実演》

自分の「生の実演」を、ディスク、テープ、フィルムなどに録音・録画することに
関する権利です（第91条第1項）。

《レコードに録音された実演》

この権利は、自分の実演が「録音」されたCDなどをコピー（複製）することにも
及びます（第91条第1項）。したがって、音楽CDなどをコピーする場合には、作詞家、作曲家等の「著作者」、「レコード製作者」だけでなく、歌手や演奏家などの「実演家」の了解も必要となります。

《映画の著作物に録音・録画された実演》

「映画の著作物に録音・録画された実演」に関し、一旦、実演家が自らの実演が映画の著作物に録音・録画されることを了解した場合には、原則として、その実演を映画として二次利用する際は、改めて実演家の了解を得る必要はありません（第91条第2項、第92条第2項、第92条の2第2項）。ただし、サントラ盤のように映画の著作物から録音物を作成する場合は、例外的に権利が働きます。

このため、通常の実務では、実演家は、多くの場合、出演契約時において「録音・録画の了解」をするのと同時に、映画の二次利用を考慮した対価の条件を交渉しています。劇場用映画、Vシネマその他の映像作品については、おおむねこれに該当します。一方、放送事業者が製作した放送番組については、実演家が録音・録画を了解せずに放送されている場合があります（この場合、実演家は放送につき了解し、出演料は放送の対価のみとなります）、その場合には、放送番組の二次利用につき改めて実演家の了解を得る必要があります。これは、実演を放送することについて実演家の了解を得た放送事業者等は、その実演を放送等するために技術的に必要である場合、録音・録画についての了解を得なくても、その実演を固定（録音・録画）することができるという特別の規定が存在するからです。すなわち、放送局がこの特別な規定を用いて

放送番組に「録音・録画」した実演については、実演家から未だ「録音・録画の了解」を得ていないために、その後の利用について、改めて実演家の了解を得ることが必要になります。このように「映画」と「放送番組」（局製作番組）とでは、「録音・録画の了解」の有無の違いから、その後の二次利用手続における実演家の権利処理に違いが生じます。「放送番組」においては、あらためて実演家の了解を得て二次利用を行い、二次利用で得た収益から実演家への対価を支払うのが通常の実務です。

なお、特別な規定を用いて固定された実演が円滑に二次利用されるためには、実演家がまとまって許諾を付与し使用料を受領する仕組みが必要です。このため、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）が、実演家に関する権利処理の窓口を一元化する取組を実施しています。

【放送権・有線放送権】

第92条（放送権及び有線放送権）

実演家は、その実演を放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 省略

《生の実演》

「生の実演」を、テレビやラジオなどにより、直接、放送・有線放送することに関する権利です（第92条）。ただし、放送される実演を有線放送する場合（同時再送信）は、実演家の権利は働かないこととされており、そのうち、営利又は有料で行われる有線放送による放送の同時再送信については、第94条の2の規定により、有線放送事業者は相当な額の報酬を実演家に支払う義務が課されています。

《レコードに録音された実演》

この権利は、実演家の了解を得ないで作成されたレコードを用いて放送・有線放送する場合に及びます（第92条第2項）。

《映画の著作物に録音・録画された実演》

この権利は、実演家の了解を得ないで映画の著作物に録音・録画された実演を用いて放送・有線放送する場合に権利が及びます。（第92条第2項）。一方、一旦、実演家の了解を得て収録された映画の著作物の増製プリントを用いて放送・有線放送する場合などは、実演家の権利は働きません。

【送信可能化権】

第92条の2（送信可能化権）

実演家は、その実演を送信可能化する権利を専有する。

2 省略

《生の実演》

「生の実演」を、サーバー等の「自動公衆送信装置」に「蓄積」「入力」することにより、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置くことに関する権利です（第92条の2第1項）。「入力」による送信可能化とは「自動公衆送信装置への蓄積（複製）」を伴わない場合であり、例えば、「ウェブキャスト」や「インターネット放送」などによって、「生の実演」をそのまま流す場合が該当します。

《レコードに録音された実演》

この権利は、レコードに録音された実演を送信可能化する場合にも及びます。

《映画の著作物に録音・録画された実演》

実演家の了解を得ないで映画の著作物に録音・録画された実演を用いて送信可能化する場合に権利が働きます（第92条の2第1項）。なお、映画のサントラ盤を用いて送信可能化する場合は、放送権・有線放送権とは異なり、一旦、実演家の了解を得て作成されているレコードかどうかに関わらず、権利が働くことに注意が必要です（第92条の2第2項第2号）。

【譲渡権】

第95条の2（譲渡権）

実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2～3 省略

自分の実演が「録音」されたCDなどを公衆向けに譲渡することに関する権利です（第95条の2第1項）。この権利は、著作者の譲渡権の場合と同様に、いったん適法に譲渡されたCDなどについてはなくなりますので、購入したCDなどの転売は自由です。

実演家の了解を得ないで映画の著作物に録音・録画された実演の複製物を譲渡する場合は、権利が働きます（第95条の2第1項）。

【貸与権等】

第95条の3（貸与権等）

実演家は、その実演をそれが録音されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2～6 省略

自分の実演が「録音」された CD など（市販用に限る）を公衆向けに貸与することに関する権利です（第95条の3）。なお、「許諾権」は、他人が無断で利用することを止めることができる権利ですが、「報酬請求権」は、他人が利用することを止めることはできず、利用した際に使用料（報酬）を請求できる権利です。

この権利については、立法時の経緯から、特別の扱いがなされており、発売後「1年間は許諾権」、「残りの69年間は報酬請求権」とされていますので、実演家はCDレンタル店に対して、許諾権の期間経過後は、報酬の請求のみができることとなります（第95条の3第3項）。なお、この貸与権に係る使用料及び報酬を受ける権利の行使は、文化庁が指定する団体（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）を通じて行われています。

【商業用レコードの二次使用料請求権】

第95条（商業用レコードの二次使用）

放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び第九十七条第一項において「放送事業者等」という。）は、第九十一条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、当該実演（第七条第一号から第六号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に係る実演家に二次使用料を支払わなければならない。

2～14 省略

自分の実演が「録音」された CD など（市販用に限る）や配信音源が、放送や有線放送（同時再送信を含む）で使われた場合、非営利・無料で放送を受信して同時に「有線放送」をする場合を除き、放送事業者や有線放送事業者に対して報酬を請求できる権利です（第95条）。著作者の場合には、CDなどを放送、有線放送する場合は、「公衆送信権」として「許諾権」とされていますが、実演家の場合は、「報酬請求権」とされています。なお、この報酬請求権の行使は、文化庁が指定する団体（公益社団法人日本芸能実演家団体協議会）を通じて行われています。

(2) レコード製作者の権利

① レコード

音（著作物に限られない）を最初に固定（録音）したもの（いわゆる「原盤」のこと）で、媒体は問われませんので、CD、テープ、パソコンのハードディスクなどに録音された場合でも、レコードとなります（第2条第1項第5号）。

なお、レコード（原盤）をコピーして市販されている CD などのことを「商業用レコード」といいます（第2条第1項第7号）。

② レコード製作者

ある音を最初に固定（録音）して原盤（レコード）を作った者です（第2条第1項第6号）。

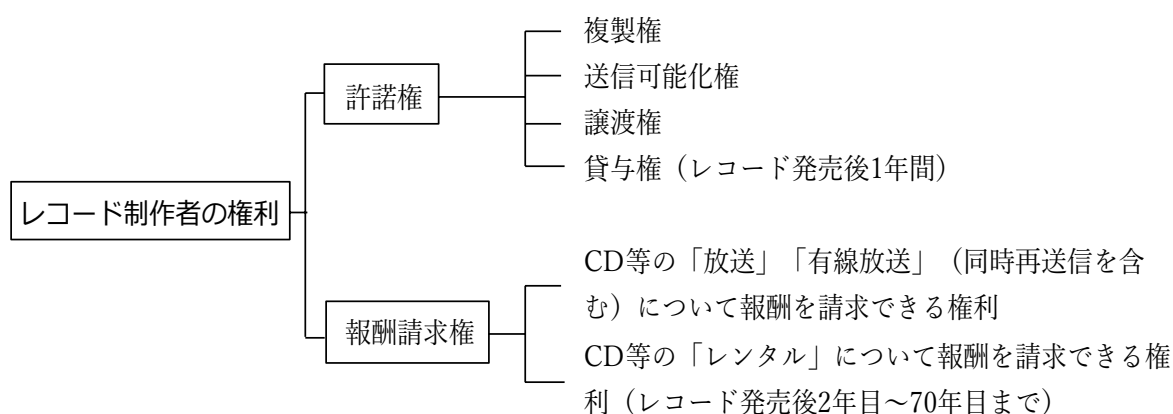
③ 保護を受けるコード（第8条）

ア 日本国民が作ったレコード

イ 日本国内で作られた（音が最初に日本国内で固定された）レコード

ウ 「実演家等保護条約」「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」「TRIPS 協定」「レコード保護条約」により我が国が保護の義務を負うレコード

④ 権利の種類（第89条第2項、第96条～第97条の3）



⑤ 権利の内容

【複製権】

第96条（複製権）

レコード製作者は、そのレコードを複製する権利を専有する。

レコードをコピー（複製）することに関する権利です（第96条）。

音楽 CD などコピーする場合には、「著作者」である作詞家、作曲家、実演家だけでなく、原盤を作成した「レコード製作者」の了解も必要となります。

また、CD などによる放送などを受信して、その音を録音することも含まれます。

【送信可能化権】

第96条の2（送信可能化権）

レコード製作者は、そのレコードを送信可能化する権利を専有する。

レコードを、サーバー等の「自動公衆送信装置」に「蓄積」「入力」することにより、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置くことに関する権利です（第96条の2）。「入力」による送信可能化とは「自動公衆送信装置への蓄積（複製）」を伴わない場合であり、レコードを、いわゆる「ウェブキャスト」「インターネット放送」などによって（サーバー等を通じて）そのまま流す場合です。

【譲渡権】

第97条の2（譲渡権）

レコード製作者は、そのレコードをその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 省略

CD などを公衆向けに譲渡することに関する権利です（第97条の2）。この権利は、著作者の譲渡権の場合と同様に、いったん適法に譲渡された CD などについてはなくなりますので、購入した CD などの転売は自由です。

【貸与権】

第97条の3（貸与権等）

レコード製作者は、そのレコードをそれが複製されている商業用レコードの貸与により公衆に提供する権利を専有する。

2～7 省略

CD など（市販用に限る）を公衆向けに貸与することに関する権利です（第97条の3第1項）。この権利については、実演家の「貸与権」と同様、立法時の経緯から、特別の扱いがされており、発売後1年間は「許諾権」、残りの69年間は「報酬請求権」とされています。このため、実演家と同様、レコード製作者はCDレンタル店に対して、許諾権の期間経過後は、報酬の請求のみができることとなります（第97条の3第3項）。なお、この貸与権に係る使用料及び報酬を受ける権利の行使は、文化庁が指定する団体（一般社団法人日本レコード協会）を通じて行われています。

【商業用レコードの二次使用料請求権】

第97条（商業用レコードの二次使用）

放送事業者等は、商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行つた場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、レコードに係る音の提示につき受ける対価をいう。）を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行つた場合を除く。）には、そのレコード（第八条第一号から第四号までに掲げるレコードで著作隣接権の存続期間内のものに限る。）に係るレコード製作者に二次使用料を支払わなければならない。

2～4 省略

CDなど（市販用に限る）や配信音源が、放送や有線放送（同時再送信を含む）で使われた場合、非営利・無料で放送を受信して同時に「有線放送」をする場合を除き、放送事業者や有線放送事業者に対して使用料（報酬）を請求できる権利です（第97条）。「著作者」の場合には、放送、有線放送は「公衆送信権」として「許諾権」とされていますが、レコード製作者の場合は「報酬請求権」とされています。なお、この権利の行使は、文化庁が指定する団体（一般社団法人日本レコード協会）を通じて行われています。

(3) 放送事業者の権利

① 放送

「公衆送信」のうち、公衆によって同一の内容が同時に受信されることを目的として行う無線の送信であり、具体的には、テレビ放送のように、番組が常に受信者の手元まで届いているような送信形態のものです（第2条第1項第8号）。

（注） 国際的な「著作権」のルールに基づく「著作権法」と、日本国内だけの「規制」のルールにすぎない「放送法」では、同じ「放送」という用語が用いられていても差異があります。なお、著作権法には「通信」という概念は存在しません。

② 放送事業者

「放送事業者」とは、放送を業として行う者です（第2条第1項第9号）。

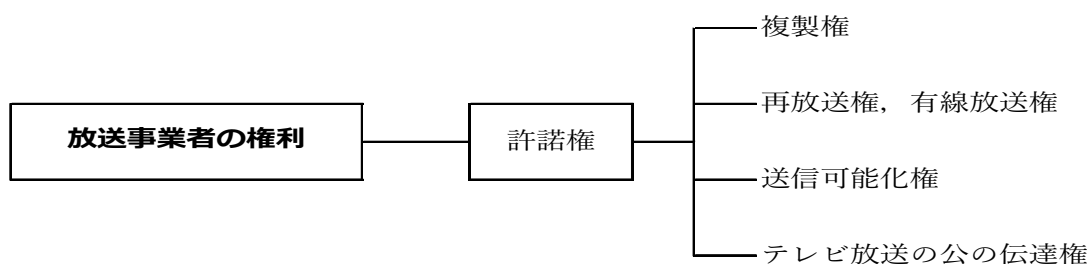
③ 保護を受ける放送（第9条）

ア 日本国民が業として行う放送

イ 国内にある放送設備から行われる放送

ウ 「実演家等保護条約」「TRIPS 協定」により我が国が保護の義務を負う放送

④ 権利の種類（第89条第3項、第98条～第100条）



⑤ 権利の内容

【複製権】

第98条（複製権）

放送事業者は、その放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、その放送に係る音又は影像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

テレビ・ラジオの放送（放送を受信して行われた有線放送の場合を含む）を、「録音・録画」したり、テレビの画像などを「写真などの方法により複製」したりすることに関する権利です（第98条）。録音・録画したものをさらに複製することにも権利が及びます。

【再放送権・有線放送権】

第99条（再放送権及び有線放送権）

放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 省略

放送を受信して、それをさらに放送・有線放送することに関する権利です（第99条）。著作権法では、放送を受信してそのまま直ちに放送することを「再放送」といいます（同じ放送事業者がある番組を繰り返し放送することではありません）。

【送信可能化権】

第99条の2（送信可能化権）

放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有する。

2 省略

放送（放送を受信して行う有線放送の場合を含む）を受信して、インターネット等で送信するために、サーバー等の自動公衆送信装置に「蓄積」「入力」することにより、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置くことに関する権利です（第99条の2）。この権利は、いわゆる「ウェブキャスト」のように、受信した番組を録音・録画せず、（サーバー等を通じて）そのまま流す場合が対象です。

【テレビ放送の公の伝達権】

第100条（テレビジョン放送の伝達権）

放送事業者は、そのテレビジョン放送又はこれを受信して行なう有線放送を受信して、映像を拡大する特別の装置を用いてその放送を公に伝達する権利を専有する。

テレビ放送を受信して、超大型テレビやオーロラビジョンなど、画面を拡大する特別の装置を用いて、公衆向けに伝達する（公衆に見せる）ことに関する権利です（第100条）。

(4) 放送事業者の権利

① 有線放送

「公衆送信」のうち、公衆によって同一の内容（著作物に限らない）が同時に受信されることを目的として行う有線の送信であり、具体的には、ケーブルテレビの有線放送のように、番組が常に受信者の手元まで届いているような送信形態のものです（第2条第1項第9号の2）。

② 有線放送事業者

有線放送を業として行う者です（第2条第1項第9号の3）。

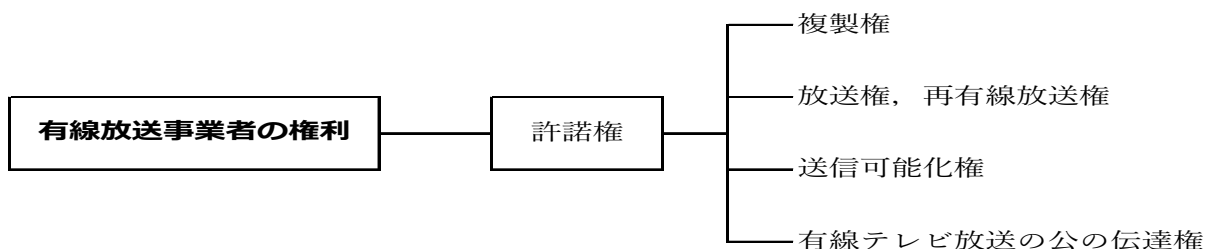
なお、国際的なルールとしては、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」の3者に「著作隣接権」を付与することとされていますが、日本では、国内的な政策判断の結果として、これらに加えて、「有線放送事業者」にも独自に著作隣接権を付与しています。

③ 保護を受ける有線放送（第9条の2）

ア 日本国民が業として行う有線放送（放送を受信して行うものを除く）

イ 国内にある有線放送設備から行われる有線放送（放送を受信して行うものを除く）

④ 権利の種類（第89条第4項、第100条の2～第100条の5）



⑤ 権利の内容

【複製権】

第100条の2（複製権）

有線放送事業者は、その有線放送を受信して、その有線放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する。

有線放送を録音・録画したり、テレビの画像などを「写真などの方法により複製」したりすることに関する権利です（第100条の2）。録音・録画したものをさらに複製することにも権利が及びます。

【放送権・再有線放送権】

第100条の3（放送権及び再有線放送権）

有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを放送し、又は再有線放送する権利を専有する。

有線放送を受信して、それをさらに放送したり、有線放送したりすることに関する権利です（第100条の3）。著作権法では、放送の場合と同様に、有線放送を受信して別の有線放送事業者が有線放送することを「再有線放送」といいます（同じ有線放送事業者が、ある番組を繰り返し放送することではありません）。

【送信可能化権】

第100条の4（送信可能化権）

有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。

有線放送を受信して、インターネット等で送信するために、サーバー等の自動公衆送信装置に「蓄積」「入力」することにより、「受信者からのアクセスがあり次第『送信』され得る」状態に置くことに関する権利です（第100条の4）。この権利は、いわゆる「ウェブキャスト」のように、受信した番組を録音・録画せず、（サーバー等を通じて）そのまま流す場合が対象です。

【有線テレビ放送の公の伝達権】

第100条の5（有線テレビジョン放送の伝達権）

有線放送事業者は、その有線テレビジョン放送を受信して、影像を拡大する特別の装置を用いてその有線放送を公に伝達する権利を専有する。

有線テレビ放送を受信して、超大型テレビやオーロラビジョンなど、画面を拡大する特別装置を用いて、公衆向けに伝達する（公衆に見せる）ことに関する権利です（第100条の5）。